

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年7月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ボツワナ国中小企業振興ツーステップローン事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : ボツワナ国中小企業振興ツーステップローン事業準備
調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 25a00335

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 7 月 16 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ボツワナ国中小企業振興ツーステップローン事業準備調査【有償
勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年9月 ～ 2026年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の40%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部 アフリカ第三課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 7月 22日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 7月 23日 12時まで
3	質問への回答	2025年 7月 28日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 8月 1日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 8月 21日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2PteGNm2AM>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章3.（2）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章3.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章3.（2）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章3.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章3.（1）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	融資対象を明確にするためのボツワナの経済調査及び資金需要調査(融資対象となる大企業とその裾野産業を含むサプライチェーンの調査を含む)	第4条(3)(4)、(5)、(6)
2	金融機関の経営状況確認等を踏まえた実施機関及びPFIsの選定方法の提案	第4条(7)
3	他ドナー事例のケーススタディ、連携・協調の模索(過去のサプライチェーン強化のためのソブリン・ノンソブリン融資事業の事例と本事業に取り込める要素の抽出を含む)	第4条(8)
4	ツーステップローン事業及びスリーステップローン事業の運用方法の提案	第4条(15)、(16)
5	コンサルティング・サービスの提案	第4条(27)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。
- 特に、ボツワナに対するツーステップローン事業は、発注者として初めての試みであり、実施機関及び PFIs の財務状況、審査能力、中小企業に対する金融商品、ドナーによるツーステップローン事業支援状況を踏まえて慎重に案件形成を行う必要がある。

（２）参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
 - ① 公開資料
 - ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）
（以下「調達ガイドライン」という。）
 - ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012 年 4 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
 - ☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
 - ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
 - ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
 - ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☐ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

☒ JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）

（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

➤ 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

（ア）IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）

（イ）コンサルティング・サービスの TOR

（ウ）事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料

（エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 3 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

（オ）ESMS チェックリストの様式、「サブプロジェクト・モニタリングフォーム案」

（3）審査の重点項目

➤ 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

① 適用される技術基準

② 調達計画

③ 事業費

④ 事業実施スケジュール

⑤ 事業実施体制

⑥ 運営体制

⑦ 運用・効果指標

⑧ 環境社会配慮

（4）発注者への事前説明

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認をとること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① 「ボツワナ国中小企業支援に係る情報収集・確認調査」（2024 年）
- ② 開発計画調査型技術協力「スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト」（2025 年）（予定）

（６）本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 別紙 2 のとおり。

（７）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- ☒ 本業務では以下の点に留意する。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。

（８）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドライン上、JICA の融資承諾前にサブプロジ

エクトが特定できず、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため環境カテゴリ分類が FI に設定されている。

- カテゴリ A 相当の大規模な環境社会影響を持つことが想定されている事業は支援の対象としないこととする。また、本調査において、実施機関（スリーステップローンの場合は仲介金融機関（PFI））の環境社会配慮能力について確認するとともに、環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成、実施機関（スリーステップローンの場合は PFI）の環境社会管理システム（ESMS）分析結果の作成支援に係る検討を行うこととする。
- なお、本事業では実施機関・PFI が本事業で雇用されるコンサルタントの支援を受けつつ、当国国内法制度及び JICA 環境社会ガイドラインに基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策が取られることとする。

（ 9 ） Information and Communication Technology（ICT）技術・デジタル技術の活用

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本調査の実施に際して、データ管理、審査及び融資オペレーションにかかる手続き等、デジタル化に資する支援を組み込めるか検討すること。
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。

（ 10 ）迅速化に向けた検討

☒ 本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

（ 11 ）発注者の既存事業等との連携可能性の検討

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金
- 協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 想定する既存事業を以下に列挙する。
 - ① 開発計画調査型技術協力「スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト」（2025 年）（予定）

（ 12 ）相手国関係機関との調整

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 業務の実施に際して意思決定を担うことが想定される財務省（MOF）、通商起業省（MTE）との調整が求められる。特に、MTE はコンサルティング・サービスのソフトコンポーネントに関心が高いことに留意する。

（１３）気候変動対策に資する計画の検討

本事業では以下の点について留意する。

- パリ協定に基づき、ボツワナは「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定しており、温室効果ガスを 2030 年までに 15%削減する目標を掲げている。また、ボツワナにおいて干ばつ、洪水、暴風雨等による被害が多く、気候変動の影響によって気象災害の影響が悪化する傾向にある。本事業は、気候変動対策に関連した事業を展開する企業に対する融資の可能性があるところ、これを踏まえ事業計画に当たっては以下の検討を行う。
 - ◇ ボツワナ政府における NDC に関連するガイドラインの有無
 - ◇ 気候変動対策を通じた日本企業への裨益可能性
 - ◇ 融資実施機関と想定するボツワナ開発公社（Botswana Development Corporation（以下、「BDC」という））、PFIs による Green Climate Fund を通じた融資の取組事例。その他、気候変動対策に資するような融資の取組可能性の検討。
 - ◇ BDC や PFIs や融資先となる大企業、中小企業の実力強化活動における気候変動対策の組み込み。
 - ◇ 供与先選定基準として気候変動対策の緩和策及び適応策を想定される融資先のセクターに併せ設定することを検討する。

第４条 業務の内容

（１）業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（２）インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う。ただし、先行して実施した「ボツワナ国中小企業支援に係る情報収集・確認調査」(2024 年)での調査結果も参考にして、情報収集は効率的に行う。
- (ア) ボツワナの開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
- (イ) ボツワナの経済・社会の状況
- (ウ) ボツワナの金融セクターの状況
- (エ) ボツワナの主要な金融機関の状況（以下項目参照）
- i. 組織概要（組織体制、支店網ネットワーク、従業員数等）
 - ii. 財務構造（貸出債権の状況、貸付分類方法、引当基準等含む）
 - iii. 資金調達状況
 - iv. 融資スキーム、金利構造、担保・保証徴求基準
 - v. 審査に係る手続き・基準、職員の審査能力、モニタリング方法
 - vi. 金融機関としてのガバナンス構造（融資決定の意思決定プロセス、関係省庁等の関与含む）
 - vii. 金融規制・制度的な問題点の分析・対応策の提案
- (オ) 融資先へ技術指導・助言の有無や内容、中小企業振興にかかる組織等との連携の有無や内容、ボツワナにおける中小企業振興におけるリスク・課題の整理（制度面を含む）
- (カ) ボツワナにおける企業保険の整備状況の確認を行い、整理する。
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 融資対象となり得る中小企業の経済調査

融資対象となり得る主要な中小企業の経済調査を実施し、現状確認及び課題分析を行う。また、ボツワナにおける代表的な産業において中小企業がどのようなサプライチェーンに属しているのかは明確になっていない。そのため、調査を行った企業が持つサプライチェーンについて情報収集する。調査内容は以下に例を示す。なお、中小企業 50 件程度への訪問調査も想定しているが、本調査の趣旨を踏まえて、必要または適切な調査項目・調査方法を提案すること。なお、本調査については、現地再委託を認める。

- 中小企業や商業組合の基礎情報（産業セクター、設立年度、雇用人数、事

業概要、年間売上高、収入・資金調達・債務状況、財務管理状況、設備機材の所有・借入・調達状況（数・種類・価格）、経営に係る情報収集方法など）

- 融資対象となり得る中小企業の主な事業と仕入先及び販売先に係る情報
- 融資対象となり得る中小企業のサプライチェーンに係る情報
- 直面している課題（資金調達先・手段、技術的なものを含む）
- 過去一定の期間に中小企業金融や中小企業振興に係る普及及び支援を受けた回数・内容・支援元組織の名称（NGO・ドナー等援助組織からのものも含む）
- 機械の保守管理状況（部品調達の可否、ルートを含む）
- 資金アクセス状況及び中小企業が融資を受ける際の課題（財務諸表の有無、担保の課題、交渉の課題等）、資金ニーズの確認

（５）融資対象となり得る大企業とその裾野産業を含むサプライチェーンの経済調査

本事業においては、下請・裾野産業を有する大企業向け融資を行うことでボツワナにおける中小企業へ裨益するようなスキームの設計も想定しているが、ボツワナの大企業につながるサプライチェーンの仕組みや大企業と下請・裾野産業の関係、大企業に融資することが下請・裾野産業に具体的にどのような形で裨益しうのか明確になっていない。そのため、ボツワナにおける代表的な産業毎に上記の情報を収集した上で、サプライチェーン全体の資金需要や下請・裾野産業への裨益可能性について確認し、大企業向け融資の有効性を確認する。調査内容は以下に例を示す。なお、大企業 10 件程度への訪問調査や下請・裾野産業となる中小企業への訪問調査も想定しているが、本調査の趣旨を踏まえて、必要または適切な調査項目・調査方法を提案すること。なお、本調査については、現地再委託を認める。

- 大企業や商業組合の基礎情報（産業セクター、設立年度、雇用人数、事業概要、年間売上高、収入・資金調達・債務状況（資金調達ルート含む）、財務管理状況、設備機材の所有・借入・調達状況（数・種類・価格）、経営、企業特性（多国籍企業や二重上場企業など）に係る情報収集方法など）
- 融資対象となり得る大企業で扱われている主な事業と販売先に係る情報
- 融資対象となり得る大企業のサプライチェーンに係る情報（大企業と下請・裾野産業、下請企業間や裾野産業内の取引関係や取引条件、代表的なサプライチェーンのケーススタディと特徴の比較、日本企業との取引状況を含む）

- 直面している課題（資金調達先・手段、技術的なものを含む）
- 過去一定の期間に金融や技術支援等を受けた回数・内容・支援元組織の名称（NGO・ドナー等援助組織からのものも含む）
- 機械の保守管理状況（部品調達の可否、ルートを含む）
- 資金アクセス状況、資金ニーズの確認

（６）投資・運転資金に係る資金需要調査の実施

上記の（４）、（５）で調査した潜在的な融資対象の設備投資とその資金需要、運転資金需要を確認する。調査にあたっての留意事項は以下の通りであるが、必要または適切な調査項目の提案を妨げるものではない。なお、本調査については、現地再委託を認める。

- 調査対象については、異なる経営規模の中小企業、大企業の下請中小企業、大企業を選定する。
- 生産性拡大・多様化・事業拡大に係る資金調達の現状、課題（担保、財務管理能力、ビジネスプラン作成能力、市場の整備状況、投資規制の整理等）、手段に関する情報収集は重点的に行う。
- また、中小企業金融の供給量と需要量を確認の上、ボツワナにおける中小企業金融の需給ギャップを推定する。推定に当たり、業種を絞り込んで推定する、もしくは資金使途（設備資金や運転資金等）を絞り込んで推定する等、発注者（ボツワナ支所含む）に相談の上、空いて方法を検討すること。
- 調査を踏まえて、事業効果測定の見通しとして「設備投資を行うことにより直接的・間接的に裨益する中小企業数などの対象の規模」を確認する。
- 運転資金の需要については、本事業が目指す低利・長期の資金供給は通常は設備投資資金に充てるべきことを念頭に、それでも運転資金の需要を支援すべき場合があるかについても確認する。
- 中小企業振興を通じた日本企業や日本企業のアフリカにおけるサプライチェーン強化への裨益可能性について確認する。
- 中小企業の投資パターン（現行の経営状況、投資後の経営状況、返済までの事業期間を通じた投資効果）を含めたモデルを具体的に提示する。

（７）実施機関及び PFIs の選定方法の検討

実施機関については、BDC を想定しているが、その他の金融機関も含め、財政状況、TSL の運営能力について確認を行い、先方政府と協議の上、実施

機関を検討する。また、実施機関として想定される金融機関において、TSLの実施経験やPFIsの転貸経験有無、過去の実績や他ドナー支援の際のファンド運営能力等を分析し、本事業を実施する場合の優位点、課題点を整理する。また、BDCから大企業に向けた融資も想定しているところ、実施機関の融資審査能力についても確認する。

PFIsの選定方法について、現在までに（実施機関を想定している）BDCが協働経験のある銀行を基本として想定しているが、検討した実施機関を踏まえ、先方政府と協議の上、その他の金融機関も候補として慎重に検討する。なお、本事業においてPFIsとなりえる金融機関の財務状況、融資審査能力等も調査し、能力や課題等を整理する。本調査を通じ、ターゲットとするエンドユーザーを明確化し、且つPFIs選定に係る他ドナーの基準を考慮したうえで、同エンドユーザーがアクセス可能かつ本事業を円滑に進める能力を有するPFIsを選定できるよう、慎重にその選定基準を策定・提案すること。

（８）他ドナー事例のケーススタディ、連携・協調の検討

アフリカ開発銀行、フランス経済協力振興投資公社、国連開発計画、米国国際開発金融公社等のドナー機関がボツワナの中小企業振興を目的に事業を行っていることから本調査進捗の過程で当該機関と事業内容と進捗状況及び今後の戦略等について情報交換を行い、JICA ボツワナ支所と適宜共有の上、協調融資も含めた効果的な連携や本事業の付加価値について検討を行う。また、過去案件も含め類似例について分析し、実施時における状況やボツワナの金融機関および中小企業振興の特徴、課題、留意点等の洗い出しを行い、最終的な事業案に反映する。また、技術協力プロジェクト案も検討すること。

さらに、アフリカに限らず、世界銀行やJICA、その他の開発金融機関が実施した過去のサプライチェーン強化のための融資事業の事例（ソブリン・ノンソブリンを含む）を確認し、本件における大企業向け融資スキームに取り込める要素について抽出する。

（９）自然条件調査、現地条件調査等

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

（１０）環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 「環境社会管理システム（ESMS）分析結果」

ア) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関（スリーステップの場合は PFI）の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。主な調査項目は、以下のとおり。

- (a) 相手国側（スリーステップの場合は PFI）の環境社会配慮制度・組織の確認
 - i 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ii 「JICA 環境社会ガイドライン」との整合性
 - iii 関係機関の役割
- (b) 実施機関（スリーステップの場合は PFI）の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する）
- (c) 実施機関（スリーステップの場合は PFI）の環境社会管理システム（Environmental and Social Management System。以下「ESMS」という。）に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成）。
- (d) ESMS に不足があれば、強化策を必要に応じて円借款コンサルタント TOR 案等とともに提案する。
- (e) ESMS 分析結果に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(11) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。
また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
- (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- 事業対象地域のジェンダーに関連する政策・制度、社会規範や慣習、他ドナー等による類似事業を踏まえ、本事業で想定する裨益において、ジェンダーが異なることで発生する課題やニーズを調査及び分析し、ジェンダー課題とその要因を把握する。把握の際は、寡婦世帯や女主世帯が抱える課題やニーズのほか、年齢や民族、宗教、政治人、性的指向等の属性の交差による課題やニーズ、加発事業から受ける異なる影響に留意すること。
- また、実施機関における女性の雇用促進、技術者育成等のジェンダーに係る方針を調査するとともに、他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。
- 具体的には、下記の項目を中心に調査及び分析をする。
資金アクセスに係るジェンダー差の有無、中小企業振興に係るジェンダー差の有無、実施機関及び PFIs におけるジェンダー別の職員・労働者の割合、女性が少ない場合の課題（ジェンダー規範、GBV リスク、ハラスメントリスク、賃金格差、研究機会格差等）、ジェンダー平等推進のための研修等の実施状況。
- 上記の分析結果を踏まえ、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計・仕様・取組について検討する（例：女性が経営者となっている企業またはジェンダー課題に対応する施策をしている企業への優遇条件の設置、女性の雇用促進、ジェンダー研修・GBV 研修の実施、託児施設等の設置）。詳細な活動を計画する際は、Gender Action Plan（GAP：取組案、指標、実施予定期間、担当者等を記載した計画書）を作成し、合意文書に盛り込む。

（１２）障害への配慮・公平性の検討について

本調査の実施に際して、ボツワナ政府が実施している既存の融資制度や支援プログラムの有無の確認も行いつつ、障害のある生産者が排除されることのないようど

のような配慮を行えるか、また、受益者の差異に配慮した均等な結果の保証を見込んだ案件の形成が可能なのか調査する。

(13) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析⁴

☒ 本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行う。なお、「第4条 業務の内容（5）環境社会配慮に係る調査」における温室効果ガス総排出量推計条件に該当しない場合は、プロジェクト総排出量を報告書に記載せず、Climate-FITを用いた推計結果を別途 JICA に提出する。

☒ 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒ 本事業の実施により、相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

(14) 代替案の検討

☒ 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

➤ 代替案検討が求められる項目⁵は以下のとおり。

① 本事業の設計

(15) 概略設計

➤ 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略

⁴ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

⁵ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る実施方針（ツーステップローン事業）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

① 中小企業振興のためのツーステップローン

- 中小企業への中長期資金融資（主として設備投資資金、一部運転資金）。
- 下請・裾野に中小企業を有する大企業への中長期資金融資等。

② コンサルティング・サービス（ショートリスト方式）

- 実施機関（BDC を想定）及び仲介金融機関（PFIs）向け能力強化支援（融資審査能力、モニタリング・評価能力向上支援）。
- 事業実施管理等。

- 上記のうち①については、裾野産業や仕入先など中小企業への裨益・波及を含む大企業向け融資が行われる「直接貸付」と、実施機関から PFIs を経由して中小企業に融資が行われる「ホールセール貸付」の 2 つの方法により資金が活用されることを期待している。なお、ホールセール貸付の運用を行うことにより、PFIs が抱える全国的支店ネットワークと、中小企業融資の経験や専門性の活用が可能になる。これにより、融資対象中小企業の金融アクセスが一層改善されることを期待している。直接貸付及びホールセール貸付のエンドユーザーへのサブローン融資条件については、実施機関及び市中銀行の現行金利よりも低い条件を想定するが、詳細は調査にて検討する。なお、直接貸付については、中小企業に裨益する融資になるよう、大企業に対して付すべき融資条件等の仕組みについても検討し、提案すること。
- 金利条件が市場金利よりも低く設定される場合、その必要性を慎重に検討すること。また、金利制限を設けることに対するリスクについても確認し、融資市場全体を過度に歪曲させないように検討を行うこと。
- 概略設計において、必要な調査があれば積極的に提案をすること。

（１６）事業実施計画の策定

上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。総事業費及び円借款支援額の妥当な規模感について、過去の他ドナーがすでに実施済みの事業の進捗状況や教訓、審査体制等の事業実施能力、公的支援の必要性を踏まえ、実施機関及び関係機関と以下の項目について検討を行うこと。なお、以下の検討後、実施機関から下請中小企業を有する大企業へ融資を行う「直接融資」と PFIs を経由する「ホールセール貸付」への資金配分モデルを提示する。なお、資金配分モデルの検討においては、中小企業の金融アクセス改善が最大限図られる最適なモ

デルを検討すること。

① 事業スコープ

- PFIs 選定基準（財務状況、ガバナンス、ネットワーク、審査能力等）の選定。なお、候補となる選定基準を適用した場合に、選ばれる可能性が高い PFIs をシミュレーション等で確認する。
- 資金フローと各ステップでの融資条件・手数料（借入適格者、融資期間、金利、担保、融資金額上限、資金用途、連帯保証、為替・金利リスクの所在、負担者の特定（各リスクのコストへの簡易換算を含む）融資条件の見直しの方法、および借入人から実施機関、実施機関から PFIs への転貸条件の検討および確認等）

② 総事業費、借款額及び資金計画

- 資金需要計画
- サブローンの融資対象とする資金使途
- サブローンの期間設定（据置期間及び返済期間の内訳含む）
- サブローン 1 件当たりの融資上限
- サブローンの資金使途ごとの金利
- サブローン融資の際の審査システム

③ リボルビングファンドの運営の検討

- ツーステップローンでは、サブローンの返済期間と円借款の返済期間の差から発生する余剰資金を利用し、同一条件で新規融資を実行するリボルビングファンドを設置することとなっている。他ドナー実施の有無を確認の上、既に実施されているようであれば他ドナーによるツーステップローン事業のリボルビングファンド運営との関係も含め検討する。

④ 事業実施

- 事業実施運営体制（実施機関の決定含む）
- コンサルティング・サービスの検討（融資対象となる中小企業及び大企業の財務管理能力強化、実施機関及び PFIs の審査能力の向上を含む、本事業で求められる技術指導内容と技術指導体制の提案）。以下の項目を含めること。
 - 目的
 - 対象者
 - 実施時期（サブローン提供前、提供中、返済期間中）
- 運用・効果指標の検討（現時点で想定しているものは以下のとおり）

【定量的効果】

ア) 直接融資

- 当該サブローンの累計承諾・貸付総額
- 当該サブローンの累計件数（件）
- 融資対象企業の主要下請中小企業の売上（百万 BWP: ボツワナプラ）
- 融資対象企業の主要下請中小企業の従業員数（人）

イ) ホールセール貸付

- 当該サブローンの累計承諾・貸付総額
- 当該サブローンの累計件数
- 融資対象企業（中小企業）の売上（百万 BWP）
- 融資対象企業（中小企業）の従業員数（人）

【定性的効果】

- 実施機関及び PFIs の能力強化（融資審査能力、モニタリング・評価能力等）、産業競争力の強化等。
- 他ドナーとの連携可能性の検討
- DX を活用できる余地があるかの検討
- 本事業における日本企業との連携の検討
- ジェンダー主流化についての検討
- 社会的弱者への配慮・公平性の検討
- 気候変動についての検討（温室効果ガスの排出削減量推計）
- 環境社会配慮（主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成）
- エンドユーザー等に対する本事業の広報戦略、本事業全般の広報に関する提言。

⑤ 事業スケジュールの検討

- 実施計画、相手国政府・実施機関が行う手続き等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
- バーチャート上には、実施に当たって重要な項目及び関係機関との調整等の条件を整理して明記すること。その際には、実施に当たって必要となる協議等、要する期間を適切に反映すること。

（１７）本邦技術との連携可能性の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

既存案件との連携や、本邦企業との連携、本邦企業のアフリカ進出のための施策を検討する。必要に応じて本邦企業にヒアリングを行う。

（１８）事業費の積算

事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表

（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) フロントエンドフィー

(オ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(カ) その他 1（融資非適格項目）

ア) 事業実施者の一般管理費

(キ) その他 2（融資非適格項目※）

ア) 初期運転資金

イ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接事業費・諸経費の内訳の整理

- 直接事業費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費⁶（一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

⁶ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
 - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
 - 事業管理方法

（１９）調達計画の策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 事業計画に基づき、調達すべきコンサルタントの人月を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコンサルタント応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

② 入札方法、契約条件の設定

- 調達方式
- 契約約款
- 契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法案

- International Consultants の採否
- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

（２０）事業実施体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

- ② 実施機関の体制（財務・予算面）
 - 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。
- ③ 実施機関の体制（技術面）
 - 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。
- ④ 実施機関の類似事業の実績
 - 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。
- ⑤ 実施段階における技術支援の必要性
 - 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（２１）運営体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 運営機関の体制（組織面）
 - 運営機関の法的位置付け・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。
- ② 運営機関の体制（財務・予算面）
 - 運営機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営体制の財務的持続性を検討する。
- ③ 運営機関の体制（技術面）
 - 運営機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。
- ④ 運営機関の運営・維持の実績
 - 運営機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。
- ⑤ 運営段階における技術支援の必要性
 - 運営体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

（２２）実施機関負担事項の整理

- ① 事業実施に必要な許認可
 - 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ② 事業実施上の規制
 - 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

(23) 免税措置の調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(24) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁷

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(25) リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

☒ 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

(26) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 他ドナー案件の事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整

(27) コンサルティング・サービスの提案

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模⁸について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
- コンサルティング・サービスの内容は、ツーステップローンの実施補助、技術移転等を想定している。

具体的には、実施機関となる金融機関の審査能力強化や財務管理能力強化、もしくは生産者の財務管理強化等の中小企業振興のために必要な各種技術指導を行うことを検討する。現時点では、金融機関に対して審査や与信管理・債権回収といった能力の向上、また、生産者の教育・研修を担う

⁷概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

⁸ 規模は「業務人月」とする。

機関に対して生産者側の財務管理強化に係る知識や研修ノウハウの向上といったものが想定される。加えて、本事業は大企業向け融資による中小企業振興を検討しているところ、中小企業に裨益するようなモダリティ（大企業が中小企業からの調達等）を形成する必要がある。こちらに伴い、大企業の資金使途の確認方法やモニタリング方法の検討を行うこととする。ただし、あくまでツーステップローンが主となる事業内容であるため、技術指導の対応範囲については優先的課題に絞りこむ必要がある。発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。なお、第一回現地調査の際に先方政府と協議の上、発注者（ボツワナ支所含む）に相談の上、決定する。

（２８）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 運用・効果指標
 - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の２年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
 - 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
- 直接融資
 - 当該サブローンの累計承諾・貸付総額
 - 当該サブローンの累計件数（件）
 - 融資対象企業の主要下請中小企業の売上（百万 BWP: ボツワナプラ）
 - 融資対象企業の主要下請中小企業の従業員数（人）
- ホールセール貸付
 - 当該サブローンの累計承諾・貸付総額
 - 当該サブローンの累計件数
 - 融資対象企業（中小企業）の売上（百万 BWP）
 - 融資対象企業（中小企業）の従業員数（人）

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、本事業の実施によって得られる本邦企業への

裨益効果の有無とその内容についても検討する。

(29) 本事業との相乗効果を企図した技術支援に係る提言

ボツワナの中小企業振興への支援の効果の最大化を目指し、本事業との相乗効果を企図した必要な技術支援（通商起業省を通じた当国中小企業へのBDS やカイゼン指導等の能力強化支援、事業環境改善のための支援等）について検討し、支援対象、支援内容、支援方法、本事業との連携方法等を含めた技術協力事業の構想を取りまとめ、想定される効果について整理し、円借款事業と技術支援の複合的な支援について提案をする。

(30) 本邦企業説明会の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(31) プルーフエンジニアリング (P/E) ⁹対応

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(32) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹⁰を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(33) 調査データの提出

業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

☐ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提

⁹ P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

¹⁰ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月前 初回現地調査前	英語	電子データ	
インテリム・レポート	1 回目の現地調査の後、1 週間以内	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
ESMS チェックリスト（調査方針）	契約締結後 2 ヶ月以内	日本語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	2026 年 4 月	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2026 年 6 月	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
ファイナル・レポート（F/R）（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		英語	CD-R	2 部
ファイナル・レポート（F/R）（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	製本	5 部
			CD-R	1 部
		英語	製本	5 部
			CD-R	1 部
調査データ	契約履行期限末日	英語	電子データ	1 部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

(3) ESMS チェックリスト（調査方針）

- ① 記載内容：第4条「業務の内容」（10）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、ESMS チェックリストの様式を用いて要約すること。

(4) インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、概略設計結果（事業費積算を含む）、環境社会配慮等

(5) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

- ① 記載内容：調査結果の全体成果（ESMS チェックリスト案による要約を含む。なお、ESMS チェックリスト案は和文・英文で作成すること。）

(6) ドラフト・ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果¹¹、要約

(7) デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した調査対象企業や融資対象となりえる企業等のデジタル画像集

(8) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

¹¹ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

(9) ファイナル・レポート（先行公開版¹²⁾）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報

(10) 調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹³⁾の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第6条 再委託

- ☒ 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ボツワナの経済調査	ボツワナ企業の金融アクセスや収入・資金調達・債務の状況等の調査業務及びボツワナ企業の資金ニーズ、資金の調達状況や事業の発達状況等の調査業務	一式	定額計上
2	中小企業経済調査及び投資・運転資金に係る資金需要調査の実施	バリューチェーンの関連アクターの実態把握及び設備投資需要に係る資金需要、運転資金需要の確認業務	一式	定額計上
3	環境社会配慮調査	主な環境社会配慮項目の予測・評価	一式	定額計上／ 本見積

¹²⁾ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹³⁾ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第7条 機材の調達

☒ 本業務では機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：ボツワナ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名 ボツワナ全土
- (3) 案件名：中小企業振興ツーステップローン事業（Small and Medium Enterprises Promotion Two Step Loan Project）
- (4) 事業の要約：ボツワナ開発公社（BDC：Botswana Development Corporation）及び仲介金融機関（PFIs：Partner Financial Institutions）を通じた中小企業への中長期資金貸付、並びに BDC 及び PFIs の能力向上支援を実施するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中小企業振興の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ボツワナ共和国（以下、「当国」という。）の経済は鉱物資源、特にダイヤモンドに大きく依存しており、GDP の約 20%、輸出総額の約 90%、政府歳入の約 30%を占めている。よって当国マクロ経済はダイヤモンドの国際価格に大きく左右されるが、近年、主要消費地での需要落ち込みや合成ダイヤモンドのシェア拡大を受け、天然ダイヤモンドの国際価格は下落傾向にある。係る状況を受け、当国政府はダイヤモンド以外の産業開発を進め、経済多角化を推進するとの方針を国家開発計画（NDP）で掲げており、特に、農業、民間セクター開発、観光業、イノベーション・DXなどを重点分野に定めている。また、2019 年から 2024 年までの当国の失業率は 20%以上と高く、且つ更なる増加傾向にあり（2024 年、ボツワナ統計局）、雇用創出も喫緊の課題である。当国で登録されている企業のうち 46%が小規模事業所、45%が零細となっており、これらで 90%以上を占める（2022 年、ボツワナ統計局）。また、当国における中小企業の貢献は 2021 年において GDP の約 14%（うちフォーマル・セクターが約 8%）（2024 年、ボツワナ統計局）であり、2022 年時点で中小企業はフォーマル企業の雇用の 74%を創出している（Statistics Botswana）。ボツワナの中小企業は卸売・小売業、製造業、建設業、金融・保健・年金基金など分野も多岐にわたることから、当国の経済活動の主体を担う中小企業を成長させることは、当国の雇用創出と産業多角化のために重要である。こうした状況を受け、当国政府は 2016 年に公表した長期計画 Vision2036 において、2036 年までに当国を上位中所得国から高所得国へ移行することを目標として、中小企業による雇用創出と経済成長への貢献等を通じて、国民の持続可能な生計向上に向けた支援を行うとしている。また、6 年ごとに計画される NDP のうち、NDP11（2017 年～2023 年。なお NDP12 は策定中）では、中小企業に対して、新しい技術や関連産業スキルの習得等を通じて国際的な競争力の強化を促進するとしている。また、2019 年に策定された国家起業政策（National Entrepreneurship Policy）では、民間セクター開発による雇用創出を目指し、グリーン産業、農業、観光、保健等の優先分野におけるスタートアップ活性化及びイノベーション創出を掲げ、適切な規制環境の整備や起業家精神の醸成、開発金融機関を通じた資金アクセスの改善に取り組むとしている。

当国における中小企業振興が抱える課題として、産業人材育成や企業の経営能力向上に加え、企業の金融アクセス向上の必要性が挙げられる。当国の国内金融市場にお

ける資金の流動性は一定程度見られるものの、主たる金融サービス提供者である民間商業銀行の提供する金融サービスのほとんどが短期かつ高金利の運転資金融資である点、中小企業が民間商業銀行から要求される担保を提供できない点、公務員を中心とした給与所得者世帯へのリテール融資が中心である点、政府系開発金融機関（DFI：Development Finance Institutions）の提供する中長期融資の規模が小さい点等が理由で、中小企業は設備投資に必要な中長期資金の融資にアクセスできず、結果として中小企業の成長が阻害されている。加えて、DFIの中小企業に対する与信判断やモニタリング・評価能力についても改善の必要性が指摘されている。

係る状況を受け、当国の中小企業振興による産業競争力強化のためには、金融仲介機能を強化し、中小企業の金融アクセスを向上させることが必要であることから、中小企業への中長期資金貸付及びそれを担う DFI や PFIs への能力強化支援を包括的に行う中小企業振興ツーステップローン事業（以下、「本事業」という）について当国政府から要望があった。

なお、本事業は、気候変動対策に関連した事業を展開する企業に対する融資の可能性があることから、温室効果ガスを 2030 年までに 15%削減するという当国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。気候変動に関する事業を展開する企業への融資有無については、協力準備調査にて確認する。

（２）中小企業振興に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ボツワナ共和国国別開発協力方針（2023 年 9 月）では、重点分野に「産業多角化に向けた環境整備」を定めており、また、JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）では「民間セクター開発」の主要取組のうち、「起業家・企業育成」や「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」アプローチに該当し、本事業はこれら方針及び戦略に合致する。

（３）他の援助機関の対応

- アフリカ開発銀行（AfDB）は、中小企業とビジネス開発サービス（BDS：Business Development Service）プロバイダーの支援を目的に「経済多様化技術支援プロジェクト」を 2025 年まで実施中。また、2019 年～2023 年には製造業、輸送業、物流業等の現地企業の競争力と生産性の向上と雇用創出を目的に、BDC に対して 80 百万 USD のノンソブリン融資を供与（注：本事業でも BDC を実施機関と想定することから、同案件とのパラレル協調融資として、アフリカの民間セクター開発のためのイニシアチブ（EPSA）に位置付けることに関し、協力準備調査の中で確認する予定）。
- フランス経済協力振興投資公社（PROPARCO）は、中小企業の成長支援を目的に当国民間銀行に対して 10 百万ドルのノンソブリン融資を 2020 年に供与。
- 国連開発計画（UNDP）は、中小企業の発展促進を目的に「サプライヤー開発プログラム（SDP：Supplier Development Program）」を 2018 年から実施。同プログラムでは、金融機関や大企業と連携することで中小企業の資金アクセスを促進し、またコンサルタントを通じて技術支援を行うことで、中小企業のビジネス促進を図っている。
- 米国国際開発金融公社（USDFC）は、担保を持たない中小企業の資金調達リスク軽減及び資金アクセス改善を目的とした信用保証プログラムを 2014 年から実施。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、上述のとおり、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、中小企業への中長期資金貸付を通じて中小企業の設備投資を促すことで、中小企業振興に資するものであり、SDGs ゴール 1、ゴール 8 及びゴール 9 に貢献すると考えられることから、本事業を実施する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、中小企業に対する BDC 及び PFIs を通じた中長期資金貸付を促進するとともに、BDC 及び PFIs の能力強化支援を行うことにより、中小企業の金融アクセス改善及び金融仲介機能の円滑化を図り、もって当国の中小企業振興による産業競争力の強化に寄与するもの。

②事業内容

ア) 中小企業振興のためのツーステップローン（中小企業への中長期資金融資（主として設備投資資金、一部運転資金）及び下請・裾野に中小企業を有する大企業への中長期資金融資等）

イ) コンサルティング・サービス（BDC 及び PFIs 向け能力強化支援（融資審査能力、モニタリング・評価能力向上支援）、事業実施管理等）（ショート・リスト方式）

③事業実施機関／実施体制 通商起業省（MTE：Ministry of Trade and Entrepreneurship）（担当省庁。BDC の主管省でもある）、BDC（実施機関※）。MTE、BDC や、財務省を含め、本事業実施促進及び関連事業との調整のための Coordination Committee を形成することを検討中。

※実施機関については、既に複数の PFIs とともに金融取引実績がある BDC を想定。

④運営／維持管理体制 MTE 所管の国営ノンバンク金融・投資機関である BDC が本事業の運営・管理を行う。詳細は協力準備調査にて決定する。

以 上

中小企業振興ツーステップローン事業 地図

事業対象地域：全土



第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：中小企業振興に係る調査業務、ツーステップローン事業に係る調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025 年 9 月に業務を開始し、2026 年 10 月 30 日までを履行期間とする。各調査報告書作成時期、提出期限は以下の通り。

- ・ インセプション・レポート：調査開始後 1 カ月以内
- ・ インテリム・レポート：1 回目の現地調査の後、1 週間以内
- ・ ドラフト・ファイナル・レポート：2026 年 6 月
- ・ ファイナル・レポート：契約履行期限末日

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

31.17 人月

2) 渡航回数の目途 延べ 18 回

なお上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ボツワナの経済調査
- 中小企業経済調査及び投資・運用資金に係る資金需要調査の実施
- 環境社会配慮調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- アフリカ地域（ボツワナ・ジンバブエ）スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト詳細設計策定調査報告書（案）（スタートアップ・エコシステム）

２）公開資料

- 「ボツワナ国中小企業支援に係る情報収集・確認調査」（ファイナル・レポート）（2024 年）（URL：12379285.pdf）

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所、JICA ボツワナ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所・支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所・支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

151,141,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
 自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります（7, 200, 000円（税抜））。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ボツワナの経済調査	「第2章 特記仕様書案第4条 業務の内容（3）、（4）、（5）、（6）」	2,000,000円	調査費一式	現地再委託
2	中小企業経済調査及び投資・運転資金に係る資金需要調査の実施	「第2章 特記仕様書案第4条 業務の内容（3）、（4）、（5）、（6）」	2,000,000円	調査費一式	現地再委託
3	環境社会配慮調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 （3）現地再委託」	3,200,000円	調査費一式	現地再委託

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

- １） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（８）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（９）その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)